

## Web年末調整申告サービスのご利用にあたって

### セキュリティについて

本システムでは、不正なアクセスを防止するため、クライアント証明書をインポートしたPCからのみ接続可能となるようにアクセス制限を行なっております。

クライアント証明書は、本システムのご利用開始時に配布いたします。クライアント証明書には有効期限設定があるため、期限到達時には新たな証明書をインポートいただく必要があります。

### サービス提供時間について

毎日AM1:00～7:00 は、バックアップ作業のためサービスを停止しております。

また、下記については定期保守日とし、終日サービスを停止しております。

- ・ 年末年始（12/31～1/3）

なおWeb年末調整申告サービスにて従業員様にご利用いただくWebサイトは、期間限定でご利用可能となっております。ご利用可能な期間を過ぎますと、Webサイトへのアクセスが制限されますので予めご了承ください。

管理者様にご利用いただくWebサイトは通年でご利用可能です。

※ ご利用可能な期間につきましては、Webサイト上でご設定いただけます。

（詳細は『3.1. Web年調会社情報』をご参照ください。）

### メールアドレスの事前整備について

Web年末調整申告サービスでは、従業員様への入力依頼、入力催促に際し、メールによる通知を実施いたします。

従業員様のメールアドレスは、ご契約の給与計算システムにおいて、ご登録※いただいている内容が設定されます。

つきましては、10月給与処理までを目安に給与計算システムにご登録のメールアドレスをご確認いただき、事前に登録内容の整備をお願いいたします。

メールアドレスが登録されていない従業員様の場合、Web年末調整申告サービス利用開始時、メール利用対象外の初期設定となります。メール利用対象外の設定のままですと、従業員様にメールが送信されない為、従業員様に対するWebサイトへのログインパスワードの通知や入力依頼について、メール以外の手段で個別に実施いただく必要があります。

※ [人事メニュー]-人事基本情報登録画面-明細配信用メールアドレスまたは従業員ポータルサイトから登録するサブメールアドレス

「人事・続柄連携」画面よりメールアドレスの連携が可能です。

※ サブメールアドレスが登録されている場合は、サブメールアドレスのみ連携します。

## 給与計算システムでの家族情報の整備について

Web年末調整申告サービスに連携される家族は扶養対象である家族、扶養対象外である家族、他の所得者が控除を受ける親族等を連携するため、家族情報を整備していない場合、下記のような家族が連携されてしまう恐れがあります。

- ① 昨年以前にお亡くなりになっている家族（死亡年月日が入力されていない）
- ② 離婚した配偶者、又は離別した子供（離婚年月日が入力されていない、又は削除していない）

①のケースの場合、家族情報に死亡年月日が入力されているかご確認ください。  
Web年末調整申告サービスには当年死亡である家族を連携します。昨年以前に死亡された家族は連携しません。

②のケースの場合、離婚年月日が入力されているかご確認ください。  
離婚年月日が入力されている場合、Web年末調整申告サービスには連携されません。



### 扶養対象外である家族を連携する理由

- ・ 配偶者(特別)控除対象の可能性のある配偶者の判断がつかないため。
  - ・ 当年より、扶養対象外であった家族が扶養対象となる可能性があるため。
- 例) 配偶者・子供が退職して扶養対象になった。

上記家族を連携することで家族の登録を従業員サイトで入力（又は申告書に記入）する負荷削減、及び入力ミスを削減できます。

## 弊社Webマイナンバー管理サービスご契約のお客様

Web年末調整申告サービスでは弊社のWebマイナンバー管理サービスにご契約頂いている場合、従業員サイトでの個人番号確認画面でマイナンバーの提出状況をご確認いただけます。

Webマイナンバー管理サービスからデータ連携を実施しWeb年末調整申告サービスで確認する仕組みとなっており、データ連携は前日の7時～22時の間に変更したデータを翌営業日の7時に反映します。

※ マイナンバー自体の登録データではなく、「登録された」というデータを連携していますので

Web年末調整申告サービスではマイナンバーを保持しておりません。